

契約締結前交付書面

(この書面は金融商品取引法第37条の3に基づき、投資顧問契約締結前にお客様へお渡しする書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

商号 株式会社 東京総合研究所

住所 東京都渋谷区東 3-17-15 iD EBISU 6F

電話番号 03 (6721) 7151

金融商品取引業者

当社は、投資助言業を行う金融取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号：関東財務局長（金商）第 2507 号

【投資顧問契約の概要】

① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。

② 当社の助言について、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。

当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

【報酬等について】

投資顧問契約による報酬：国内外の有価証券（株式、株式先物、株式オプション、投資信託、為替証拠金取引、債券に関する価格及び指数）を対象とし、その分析に基づく投資判断に関し、以下の会員区分に従い、助言を行います。なお、成功報酬算出は、証券会社への手数料及び信用取引の手数料等を控除する以前の利益額を基礎として行うものとします。

サービス (会員区分)	契約期間・報酬額・支払の時期等	助言の内容及び方法
株式コース 成功報酬型 投資助言サービス	年会費：34 万 6500 円 (定価31万5000円+消費税3万1500円) 契約締結時に支払う。 成功報酬：利益の 22% (税込) 顧客は請求書受領後 5営業日以内に支払う。 契約期間:1 年間 但し、契約期間終了日の 1か月前までに当社又は顧客から契約終了の意思表示がない限り、契約は自動更新したものとみなし、さらに 1 年間延長する	株式 (ETF、信用取引含む) に限定して、電子メールによる売買助言及び緊急時の電話による助言を行う。 指示回数は、契約期間中、一回以上行き、以降、回数、送信時間などは、相場状況により、不定とする。 配信回数、配信期間に関わらず契約期間中の解除、会費の返還は出来ないものとする。

	ものとし、それ以降も同様とする。 顧客からの契約終了の意思表示は当社規定の申請書での提出のみとし、当社からの解約手続き完了の通知をもって解約の成立とする。それ以外は認められないものとする。	
先物OP コース 成功報酬型 投資助言サービス	年会費：34 万 6500 円（税込） （定価31万5000円+消費税3万1500円） 契約締結時に支払う。 成功報酬：利益の22%(税込) 請求書受領後 2 営業日以内に支払う。 契約期間:1 年間 但し、契約期間終了日の1か月前までに当社又は顧客から契約終了の意思表示がない限り、契約は自動更新したものとみなし、さらに 1 年間延長するものとし、それ以降も同様とする。 顧客からの契約終了の意思表示は当社規定の申請書での提出のみとし、当社からの解約手続き完了の通知をもって解約の成立とする。それ以外は認められないものとする。	日経平均先物及びオプション取引に限定して、電子メールによる売買助言及び緊急時の電話による助言を行う。指示回数は、契約期間中、一回以上行い、以降、回数、送信時間などは、相場状況により、不定とする。 配信回数、配信期間に関わらず、契約期間中の解除、会費の返還は出来ないものとする。
法人専用アドバイス 成功報酬型 投資助言サービス	年会費：594 万円 （定価540万円+消費税54万円） 契約締結時に一括で支払うか、又は12分割して毎月10日までに支払う。 成功報酬：利益の22%（税込） 顧客は請求書受領後、5 営業日以内に支払う。 契約期間：1 年間 顧客からの契約終了の意思表示は当社規定の申請書での提出のみとし、当社からの解約手続き完了の通知をもって解約の成立とする。それ以外は認められないものとする。	株式（ETF、信用取引含む）、日経平均先物及びオプション取引に限定して、電子メールによる売買助言及び緊急時の電話による助言を行う。指示回数は、契約期間中、一回以上行い、以降、回数、送信時間などは、相場状況により、不定とする。 配信回数、配信期間に関わらず契約期間中の解除、会費の返還は出来ないものとする。
OPスタートコース 成功報酬型 投資助言サービス	会費：16万5000円（税込） （定価15万円+消費税1万5000円） 契約締結時に支払う。 成功報酬：利益の22%（税込） 顧客は請求書受領後2営業日以内に支払	オプション取引に限定して、電子メールによる売買助言及び緊急時の電話による助言を行う。 指示回数は、契約期間中、一回以上行い、以降、回数、送信時間など

	う。 契約期間:3か月	は、相場状況により、不定とする。 配信回数、配信期間に関わらず、 契約期間中の解除、会費の返還は 出来ないものとする。
短期先物OPコース 成功報酬型 投資助言サービス	会費：16 万 5000 円（税込） （定価15万円+消費税1万5000円） 契約締結時に支払う。 成功報酬：利益の 22%（税込） 顧客は請求書受領後 2営業日以内に支 払う。 契約期間:3か月 顧客からの契約終了の意思表示は当社規 定の申請書での提出のみとし、当社からの 解約手続き完了の通知をもって解約の成立 とする。それ以外は認められないものとする。	日経平均先物及びオプション取引に 限定して、電子メールによる売買助 言、及び緊急時の電話による助言を 行う。指示回数は、契約期間中、 一回以上行い、以降、回数、送信 時間などは、相場状況により、不定 とする。 配信回数、配信期間に関わらず、 契約期間中の解除、会費の返還は 出来ないものとする。
先物OP トライアルコース	会費：16 万5000 円（税込） （定価15万円+消費税1万5000円） 契約締結時に支払う。 成功報酬：なし。 契約期間の会費のみとする。 顧客からの契約終了の意思表示は当社規 定の申請書での提出のみとし、当社からの 解約手続き完了の通知をもって解約の成立 とする。それ以外は認められないものとする。 契約期間:3か月又は、運用益（当社の 投資助言サービスに依る指示において確定 した一取引ごとの当社の計算上の利益から 損失を控除して得た額の合計。本書におい て同じ。）が 100 万円に到達するまでの期 間のうち、短い期間とする。（サービス開始 後は契約締結日当日であっても運用益が 100万円に到達した時点で契約期間は終 了する）	日経平均先物及びオプションに限定 して、電子メールによる売買助言を 行う。指示回数は、契約期間中、 不定回数の売買助言を行う。日経 平均先物はミニ20枚を限度とし、オ プション取引はラージ2枚を限度とす る。運用益が期間途中でマイナスに なった場合でも、上記枚数を限度と して期間内利益100 万円達成まで サービスを続け、利益計算を行うもの とする。 利益計算に使用する価格は、メール 送信時の価格、また数量は、0.1 は、ミニ 1 枚として計算する。 なお、助言は基本的に配信方式と し、ポジションを建てるために必要に 応じて資金の差し入れは、自己判断 で行うこととする。 なお、相場予測が困難等の事情に より、期間内に一度もシグナル配信 （ポジション構築と決済の指示）が なされなかった場合には、事前徴収

		した会費全額を返金するものとする。
先物マーケット アプローチオートマ トライアルコース	会費：16万5000円（税込） （定価15万円+消費税1万5000円） 契約締結時に支払う。 成功報酬：なし。 契約期間：3か月又は運用益（当社の投資助言サービスに依る指示において確定した一取引ごとの当社の計算上の利益から損失を控除して得た額の合計。本書において同じ。）が50万円に到達するまでの期間のうち、短い期間とする。（サービス開始後は契約締結日当日であっても運用益が50万円に到達した時点で契約期間は終了する）	日経平均先物に限定して、電子メールによる売買助言を行う。期間は3か月又は運用益が50万円に到達するまでとし、その間、不定回数の売買助言を行う。 日経平均先物はミニ20枚を限度とする。運用益が期間途中でマイナスになった場合でも、上記枚数を限度として期間内 利益50万円達成までサービスを続け、利益計算を行うものとする。 利益計算に使用する価格は、メール送信時の価格、また数量は、0.1は、ミニ 1枚として計算する。 なお、助言は基本的に配信方式とし、ポジションを建てるために必要に応じて資金の差し入れは、自己判断で行うこととする。 なお、相場予測が困難等の事情により、期間内に一度もシグナル配信（ポジション構築と決済の指示）がなされなかった場合には、事前徴収した会費全額を返金するものとする。
先物デイトレコース	セッティング費用：9万3500円（税込） （定価8万5000円+消費税8500円） 契約締結時に支払う。 この費用は初回配信後、クーリング・オフの対象になりません。 会費：無料 配信期間：1週間 成功報酬：利益の 22%（税込） 請求書到着後 2 日以内に支払う。	日経平均先物の電子メールによる売買助言を行う。指示回数は、契約期間中、不定回数の売買助言を行う。日経平均先物はミニ10枚を限度とする。運用益 が期間途中でマイナスになった場合でも、上記枚数を限度として期間終了まで配信を行う。 利益計算に使用する価格は、メール送信時の価格、また数量は、0.1は、ミニ 1 枚として計算する。 なお、助言は基本的に配信方式と

		し、ポジションを建てるために必要に応じて資金の差し入れは、自己判断で行うこととする。
プレミアムメンバー	会費：1万6500円(税込) (定価1万5000円+消費税1500円) 契約締結時に初回は3か月分(49,500円・税込)を支払う。 成功報酬：なし。 契約期間：初回のみ3か月間とし、以降は1か月ごとの自動更新となる。更新を希望しない場合は、更新日の1か月前までに書面または電磁的記録にて申告することで、翌月の更新日前日にて解約が可能。 例) 1/1に入会した場合、3/31が初回の更新日となる。4/15に解約の申告があった場合、5/30までサービスが提供され、5月分までの会費が請求される。	国内外の株式、先物、商品等相場に関する情報及びテクニカル分析を中心とした情報、レポートなどをYouTube、メールにて配信する。 配信回数は週3-5回とする。
株式厳選銘柄コース	会費：1銘柄につき5万5000円(税込) (定価5万円+消費税5000円) 契約締結時に支払う。 成功報酬：なし。 契約期間：1か月間	株式を1銘柄、電子メールにて助言を行う。助言内容送付後の解約及び会費の返還はできないものとする。
FXコース 成功報酬型投資助 言サービス	年会費：34万6500円(税込) (定価31万5000円+消費税3万1500円) 契約締結時に支払う。 成功報酬：利益の22%(税込) 請求書到着後2営業日以内に支払う。 契約期間：1年間 但し、契約期間終了日の1か月前までに当社又は顧客から契約終了の意思表示がない限り、契約は自動更新したものとみなし、さらに1年間延長するものとし、それ以降も同様とする。 顧客からの契約終了の意思表示は当社規定の申請書での提出のみとし、当社からの解約手続き完了の通知をもって解約の成立	FXに限定して、電子メールによる売買助言、ならびに緊急時の電話による助言を行う。 指示回数は、契約期間中、一回以上行い、以降、回数、送信時間などは、相場状況により、不定とする。 配信回数、配信期間に関わらず、契約期間中の解約、会費の返還は出来ないものとする。

	とする。それ以外は認められないものとする。	
FX トライアルコース	会費：5万5000円（税込） （定価5万円+消費税5000円） 契約締結時に支払う。 契約期間：3か月又は運用益が15万円に到達するまでの期間のうち、短い期間とする。（サービス開始後は、契約締結日当日であっても運用益が15万円に到達した時点で終了する。）	FX に限定して、電子メールによる日中不定回数の売買助言を行う。期間は3か月又は運用益が15万円に到達するまでとし、その間、不定回数の売買助言を行う。原則として1枚を1万通貨として10万通貨までの建玉内で取引を行う。運用益が期間途中でマイナスになった場合でも、上記枚数を限度として期間内利益15万円達成までサービスを続け、利益計算を行うものとする。 利益計算に使用する価格は、メール送信時の価格、また数量は1を1万通貨として計算する。 なお、助言は基本的に配信方式とし、ポジションを建てるために必要に応じて資金の差し入れは自己判断で行うこととする。 なお、相場予測が困難等の事情により、期間内に一度もシグナル配信（ポジション構築と手仕舞いの指示）がなされなかった場合には、事前徴収した会費全額を返金するものとする。

消費税について

- （１）会費その他の料金には、消費税が含まれています。
- （２）消費税率が法令等の改正により変更された場合は、変更後の税率に基づき会費その他の料金を見直し、適用いたします。

成功報酬型投資助言サービスにおける成功報酬の算出方法等

- （１）当投資助言サービスに依る指示において確定した一取引ごとの利益額（証券会社への手数料及び信用取引の手数料等並びに税金等を控除する以前の利益額をいい、（６）記載の事項を考慮します。）に22%を乗じた金額（税込）を成功報酬としてご請求させていただきます。なお、利益額の確認は（３）記載の方法により行い、また、成功報酬の額が一円未満の端数が生じる場合には、当該金額は切り捨てるものとします。
- （２）原則として、取引ごとに利益が確定した時点でのご請求になります。なお、（１）記載の方法により算

出した成功報酬の額が5万円未満となる場合には、当該成功報酬額は、次回以降の利益確定時の成功報酬額に加算するものとし、成功報酬額の累計が5万円以上となった時点でご請求するものとします。

- (3) 利益額の確認は、当社助言に基づく売買を行う証券口座等をご設定いただく際に、助言に基づき売買した有価証券について、証券会社から送信される約定通知メールが当社指定のメールアドレス宛てに送信されるようご設定いただくことで、当社が約定内容を確認することで行います。やむを得ぬ事情により、証券会社等より送付される「売買取引明細書」のコピーを郵送、又はFAXにて送信してもらう方法で代替することも可能とします。なお、これらの売買の連絡がない場合には、当社によるメール指示値又は当社売買助言表の記載に基づいて利益額の計算を行うものとし、お客様は当社による利益額の計算に同意したものとみなします。またトライアル及びFXを使用するサービスの約定値はメール送信時の市場価格とし、決済もメール送信時の価格を約定値として計算いたします。
- (4) 約定通知メール又はお客様からの「売買取引明細書」のコピーの当社に対する送付が遅れていると当社が認めた場合には、当社によるメール指示値又は当社売買助言表の記載に基づいて成功報酬を計算し（以下、「成功報酬概算」といいます。）、ご請求することとします。また、その後に、当社が約定通知メール、「売買取引明細書」のコピーを受領した場合には、再度成功報酬の計算を行い、その結果と成功報酬概算の結果に差額が生じている場合は、次回請求時に差額の清算をいたします。
- (5) 支払い期日はお客様がご請求書を受領した日から2営業日以内とします（株式取引又はCFD取引の場合は5営業日以内）。ご請求金額は当社指定口座までお振込下さい。振込手数料はお客様のご負担となります。期限を過ぎてなお、ご入金いただけない場合は、投資助言サービスを一時停止させていただきます。また、前回ご請求以降の損失確定分は、成功報酬計算から除外いたします。
- (6) 手持ちの有価証券について新株が無償交付された場合は、修正価格または増加株数に応じて計算するなど実質的な損益を計算対象とします。

(7) 当社の助言に基づき取引した有価証券について、当社が益出し売買の助言をしたにも関わらず、お客様の意思で決済しなかった場合、決済助言当日の終値、株式の場合は当日大引け、日経平均先物の場合は日中取引の終値、もしくは夜間取引の終値のうち、決済指示を出した時間の属する時間帯のいずれか、FX取引の場合は決済指示に記載の取引値にて差益計算します。当社による決済助言前にお客様の意思で決済した場合で、利益が出ている場合には、当該利益額に基づいて、

(1) 記載の方法に準じて成功報酬計算を行い、また、損失が出ている場合には、当該損失は成功報酬計算に一切の影響を与えないものとします。
- (8) 当社指示とは無関係な取引が多発し、助言サービス契約の意味をなさないと当社が判断する場合には、顧客と契約の見直しを行い、契約を解除する場合があります。
- (9) 契約更新をせずに契約満期日を迎えた場合、サービスを停止する場合又は契約解除を行った場合で、契約期間満期日、サービス停止の日又は契約解除時において、お客様が当社助言に従って購入した有価証券等を保有しており、かつ当該契約期間満期日、サービス停止の日又は契約解除の日（これらの日が営業日でない場合にはその前営業日とします。以下、「基準日」といいます。）の終値（以下、「基準値」といいます。）を基準として当該有価証券等に係る含み益が生じている場合には、基準値を基準として、(1) 記載の方法に準じて成功報酬計算を行い、報酬が出る場合にはそ

の金額を成功報酬とするものとします（以下、「保有中有価証券に係る成功報酬の算出方法」といいます。） 。なお、この場合には（２）に関わらず、保有中有価証券に係る成功報酬の算出方法により算出される成功報酬額をご請求いたします。

【助言対象資産に想定されるリスク等について】 投資助言対象とされる資産に関しては、下記のようなリスクがあります。

株式	○株式変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失ったりすることがあります。 ○株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価等により、売買に支障をきたし、換金できないリスクがあります。
CFD	○価格・指数変動リスク：C F D 価格や指標の変動により、損失を被る可能性があります。また、利益を保証するものでもありません。 ○証券会社及びカバー先といわれる提携金融機関等の業務や財産の状況の悪化等により、証拠金の一部が返還されず、損失を生じるリスクがあります。 ○レバレッジ効果により比較的少額の証拠金を差し入れることで、証拠金の何倍もの大きな元本金額のCFD取引が可能となっています。このため、少額の証拠金によりわずかな価格の変動で大きな利益を得ることが可能ですが、反対に、証拠金を超える大きな損失を被る可能性もあります。 ○原資産の流動性の低下に伴い、証券会社が提示するC F Dの流動性が低下することがあり、取引ができないリスクがあります。また、相場状況やお客様の注文数量、通信環境等によって市場レートと乖離がある場合、約定が遅くなるリスクがあります。
日経平均先物	○株価指数先物取引の価格は、対象となる株価指数の変動等により変動します。相場の変動により、投資元本（証拠金）を割り込む、又は投資元本以上の損失を被ることがあります。また、利益を保証するものでもありません。 ○株価指数先物取引は取引金額に比べ少額の証拠金により取引を行います。証拠金の数十倍の取引ができるため、大きな利益を期待できる一方で、相場が予想に反して推移した場合には、同様の効果により損失が膨らむ可能性があります。 ○相場の変動によっては、当初差入れた証拠金では足りなくなり、追加の証拠金を預けなければ取引が継続できなくなることがあります。ま

	た、証拠金を追加したとしても、更に損失が膨らみ証拠金が戻らなくなることや、それ以上の損失になることもあります。 ○株価指数先物取引の価格は需給により決定されます。相場の状況によっては、意図したとおりの価格で取引ができないこともあります。また、制限値幅に達したような場合、転売・買戻しによる決済ができない状況が発生する可能性もあります。
日経平均先物オプション	○日経平均先物オプションのプレミアムは、対象となる日経平均株価の変動等により変動します。元本や利益が保証された商品ではありません。 ○日経平均先物オプション取引の買い手は、相場が予想に反して動いた場合、支払ったプレミアム全額が損失になる可能性があります。 ○日経平均先物オプション取引は、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、相場の変動によっては、当初差入れた証拠金では足りなくなり、取引を続けるには追加の証拠金を現金で預けなければ取引が継続できなくなることがあります。また、証拠金を追加したとしても、更に損失が膨らみ証拠金が戻らなくなり、それ以上の損失になることもあります。 ○日経平均先物オプション取引の銘柄によっては、日経平均株価の変動幅に比べプレミアムが大幅に変動します。大きな利益が期待できる反面、相場が予想に反して動いた場合には大きな損失になる可能性があります。 ○日経平均先物オプションのプレミアムは需給により決定されます。相場が大きく変動した時は、相手になる注文が少なくなり、希望の値段で取引できなくなる可能性があります。
FX（外国為替）証拠金取引	○FX（外国為替）証拠金取引は、スワップポイントの変動又は、受け払いの逆転、各国の金融政策、金融指標の数値の変動等によって通貨ペアの価格が変動しますので、元本及び利益が保証されるものではありません。 ○FX 取引は、取引額（約定代金）に対して少額の必要保証金をもとに取引を行うため、必要保証金に比べ多額の利益を得ることもありますが、その一方で短期間のうちに多額の損失を被る可能性があります。 ○FX 取引は、通貨等の価格又は金融指標の数値の変動により損失が生ずるおそれがあり、かつ委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、その損失の額が委託した証拠金の額を上回ることがあります。
投資信託	○投資信託は以下のリスク等により、元本を割り込むことがあります。（基

	準価額の変動リスク) ○価格変動リスク：株式、公社債など値動きのある有価証券を組入れて投資するため投資元本を割り込むことがあります。 ○為替変動リスク：日本以外の外国の株式や公社債などを組入れ有価証券などとして投資を行う場合、為替相場の変動の影響により投資元本を割り込むことがあります。 ○信用リスク：組入れ有価証券の発行者（あるいは保証会社）の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部機関の評価の変化その他の信用状況の変化等の影響に基づく基準価額の変動により投資元本を割り込むことがあります。
債券	○価格変動リスク：金利等の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。一方、債券によっては、期限前に償還されることがあり、これによって投資元本を割り込むことがあります。 ○為替変動：日本以外の外国の公社債に投資する場合、為替相場の変動の影響により投資元本を割り込むことがあります。 ○信用リスク：市場環境の変化、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価等により、売買に支障をきたし、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

【クーリング・オフ制度の適用について】

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱い、次のとおりです。

（１）クーリング・オフ期間内の契約解除

- ①お客様は、契約書を受領した日から起算して10 日を経過するまでの間、書面又は電磁的記録による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことが出来ます。
電磁的記録により契約を解除する場合は、次の電子メールアドレスに対して電子メールを送信する方法により行ってください。
電子メールアドレス：advice@888.co.jp
- ②契約の解除日は、書面により行う場合はお客様がその書面を発した日、電子メールにより行う場合はお客様がその電子メールを送信した日となります。なお、電子メールによる場合に、お客様側の手違い（お客様が誤って別の電子メールアドレスを宛先として電子メールを送信された場合や、お客様の電子メールシステムのトラブル等を含みますが、これに限りません。）により、当社がクーリング・オフ期間内に電子メールを受信できなかった場合には、クーリング・オフは認められません。
- ③契約の解除に伴う報酬の精算は次のとおりです。

○投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合

投資顧問契約締結のため通常要する費用（封筒、通信費等）相当額を差引いた残額をお返しいたします。

○投資顧問契約に基づく助言を行っている場合

ア. 以下のコース、サービスについては、日割り計算した会費額に成功報酬を加えた金額により精算を行います。

- ・株式コース 成功報酬型投資助言サービス
- ・先物OPコース 成功報酬型投資助言サービス
- ・短期先物OPコース 成功報酬型投資助言サービス
- ・法人専用アドバイス 成功報酬型投資助言サービス
- ・OPスタートコース 成功報酬型投資助言サービス

精算方法：日割り計算した会費額（契約期間に対応する会費額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）に成功報酬（保有中有価証券に係る成功報酬の算出方法により算出します。）を加えた額をいただきます。この場合、日割り計算した会費額の計算について、契約期間に対応する会費額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。また成功報酬については、日割り計算となりません。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。また、当社助言によって損失が生じている場合にも、弊社はこれを賠償する責任は負いません。

イ. 以下のコース、サービスについては、日割り計算した会費額により清算を行います。

- ・先物トライアルコース
- ・先物マーケットアプローチオートマトライアルコース

精算方法：日割り計算した会費額（契約期間に対応する会費額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。

ただし、クーリング・オフ申請手続き完了（弊社からのメールに返信が必要）後の日中引け時点において、申込者が当社のサービス利用により発生した利益（以下「顧客利益」）が、申込者が当社に支払った会費総額と同額以上である場合、会費の返金を行わないものといたします。

顧客利益の算定方法は、以下のとおりとする。

- (1) 決済済み建玉：指示メール時点の決済価格に基づく損益
- (2) 未決済建玉：申請日の最終取引価格（引け値）で評価した損益
- (3) 上記(1)(2)の損益を相殺した金額を「顧客利益」とする。

顧客利益が会費総額に満たない場合は、会費総額から顧客利益を差し引いた額を返

金いたします。

ウ. 以下のコース、サービスについては、クーリング・オフ時の精算方法が他のコースと異なります。

・先物デイトレコース

精算方法：クーリング・オフにより契約が解除された場合、既にお支払いいただいたセッティング費用（93,500円・税込）は、初回配信前であれば全額を返金いたします。ただし、初回配信後はクーリング・オフの対象外となり、返金はいたしかねます。

本コースは会費0円のため、日割り計算による会費の精算は発生いたしません。

エ. 以下のコース、サービスについては、クーリング・オフ時の精算方法が異なります。

・プレミアムメンバー

精算方法：クーリング・オフに対する費用は発生いたしません。既にお支払いいただいた金額は全額返金いたします。

オ. 以下のコース、サービスについては、クーリング・オフ時の精算方法が異なります。

・株式厳選銘柄コース

精算方法：クーリング・オフにより契約が解除された場合、既にお支払いいただいた費用（55,000円・税込）は、銘柄配信前であれば全額を返金いたします。ただし、契約の性質上、銘柄配信後はクーリング・オフの対象外となり、返金はいたしかねます。

（２）クーリング・オフ期間経過後の契約解除

クーリング・オフ期間経過後は、お客様又は当社は、相手方に対する1か月前の書面又は電磁的記録により意思表示をして契約を解除することができるものとします。（契約の解除日及び電子メールによる解除の取り扱いについては、クーリング・オフの項目の定めに準じます。）但し、この場合、事前徴収した会費の返還は致しません。また、成功報酬型投資助言サービスにおける解約に際して、保有中有価証券に係る成功報酬の算出方法によって計算を行い、成功報酬が発生する場合には、当該成功報酬を即日請求させていただきます。なお、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいたしません。また、当社助言によって損失が生じている場合にも、弊社はこれを賠償する責任は負いません。

【租税の概要】

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用されます。例えば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

【禁止事項】

当社は、当社が行う投資助言業に関して、次のことが法律で禁止されています。

1. お客様を相手方として又はお客様のために以下の行為を行うこと。

- 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

○店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理

2. 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、お客様から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当社と密接な関係にある者にお客様の金銭若しくは有価証券の預託させること。
3. お客様への金銭若しくは有価証券の貸付け、又はお客様への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき、媒介、取次ぎ若しくは代理をすること。

【会社の概要】

- 1：資本金 1000 万円
- 2：役員の氏名 代表取締役 大山 充
- 3：主要株主 大山 充
- 4：分析者・判断者 大山 充
- 5：助言者 大山 充
- 6：当社への連絡方法 電話：03（6721）7151 [E-mail：advice@888.co.jp](mailto:advice@888.co.jp)
- 7：当社の苦情処理措置について

当社は、お客様からの苦情のお申出につき、真摯・迅速に対応するよう努めてまいります。

苦情等のお申出先は上記6 のとおりです。

お客様からの苦情等は、代表取締役が受け、法令等に従って、誠意をもって、迅速かつ適切に対処するものとします。当社の苦情処理措置に関しては、代表取締役が責任をもって対応するものとします。また、苦情を受けた場合には、事実確認を行い、苦情の発生原因を追究するとともに、苦情については記録を作成するなどし、再発防止に努めるものとします。なお、反社会勢力による苦情等を装った圧力については、警察等関係機関と連携し断固たる対応を行うこととし、また、必要に応じて弁護士等外部の専門家と連携を図り対応するものとします。

8：当社の紛争解決措置について

当社は、以下の東京三弁護士会との協定に基づき紛争の解決を図ることとしています。なお、東京三弁護士会は、東京都以外に所在するお客様にもご利用いただくことができ、その際は、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もご利用いただけます。詳しくは、東京三弁護士会又は当社にお問い合わせください。

・東京弁護士会紛争解決センター

住所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

電話番号：03－3581－0031

営業時間月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～16:00

・第一東京弁護士会仲裁センター

住所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

電話番号：03－3595－8588

営業時間月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00

・第二東京弁護士会仲裁センター

住所：〒100-0013東京都千代田区霞が関1-1-3

電話番号：03-3581-2249

営業時間：月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～16:30

9：当社が行う業務

当社は、投資助言業の他に、広告業、その他（講師・執筆）を行っています。

10：当社が加入している金融商品取引業協会

当社が加入している金融商品取引業協会はありません。当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。

令和7年6月13日作成